

○財務省告示第六十五号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十三年二月十四日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（四十年）（第三回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	入札による発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十六億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で二千二 一億九千万円、特別会計に關 する法律第四十七条の規定に基 づき発行した利付国債について は、額面金額で九百七十四億 九千八百十万円

七	八	九	十	十
払	最	振	十	十
込	低	替	一	三
金	額	単	発	の
額	面	位	行	経
	金		行	過
			価	利
			格	子
			日	率

二 千 九 百 六 十 四 億 八 千 四 百 十 六  
 万 円  
 五 万 円  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 る。平成二十三年二月十四日  
 額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{147}{365}$   
 十 六 銭  
 十 二 年 十 月 二 日  
 式によらば、払込金の額に  
 十号の規定する期日に払い込  
 むものとす。

額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{147}{365}$

(二)  
 に係る所得及び源泉徴収のれ  
 るもの記載又は記録は、前記さ  
 る口座に記載又は記録するもの  
 のにりついで、前記の金額にか  
 金の額に百分の二十を乗じた金  
 額(おたし、の当該国債を發行  
 した、又は外に(一)の法による  
 出た金額に(一)の算式による算  
 出た金額に(一)の算式による算

十四 初期利子

は外国法人が適用を受けける所  
は外国法人が適用を受けける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができる。  
平成二十三年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十六 償還期限

平成二十三年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十三年二月十四日

二十 払込期日